

多気町「産後ケア事業」のご案内

毎日子育てを頑張っているお母さんの心と体をケアします。



- 初めての子育てで自信がない。これでいいのかな？
- とても疲れているみたい。少し休みたいな。
- イライラして気持ちが不安定でつらい。
- おっぱいとミルクが足りているかな？

<産後ケアの内容>

- (1) 産婦の健康管理・産後の生活のアドバイス
- (2) 乳房のケア・授乳方法の指導
- (3) 乳児（新生児）の身体計測・発育発達のチェック
- (4) 乳児（新生児）の沐浴・スキンケアなど育児方法の指導
- (5) 育児相談や子育て情報の提供



<利用できる方>

下記のすべての条件にあてはまる方です。

- (1) 出産後1年未満の産婦およびその子である乳児（新生児）であって、そのいずれかが多気町に住民票がある方（委託機関によって対象期間は異なります）
- (2) 産後の体調の回復について不安のある方、または育児不安のある方、その他町が必要と認めた方
- (3) 産婦と乳児（新生児）ともに専門的な治療の必要のない方
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症にかかっていない方

<産後ケアの種類>

- ゆっくりケアを受けたい方は、医療機関・助産所などで宿泊型・通所型がおすすめです。
- ご自宅でケアを受けたい方は、訪問型がおすすめです。

宿泊型

医療機関や助産所、提携施設に宿泊してケアを受ける。
1日3食付き（初日と最後の日
は1食または2食）

自己負担額（1日あたり）	
町県民税課税世帯	3,000円
町県民税非課税世帯	1,500円
生活保護世帯	0円



通所型

医療機関や助産所で 9:00～
17:00の間、ケアを受ける。
1日1食付き。

自己負担額（1日あたり）	
町県民税課税世帯	2,500円
町県民税非課税世帯	1,250円
生活保護世帯	0円



訪問型

ご自宅でケアを受ける。
※駐車スペースの確保をお願いします。

自己負担額（1日あたり）	
町県民税課税世帯	1,200円
町県民税非課税世帯	600円
生活保護世帯	0円



- ※ 利用できる期間は、原則7日以内です。
- ※ 自己負担額以外に別途費用が掛かる場合があります。詳しくは委託機関に問い合わせください。
- ※ 産後ケアの種類や対象時期や条件等は、委託機関によって異なります。
- ※ 前日正午以降のキャンセルの場合、キャンセル料がかかることがあります。

<委託機関> ※利用期間について、状況によっては対応できない場合があります。

● 多気町内 の施設・事業所

委託機関名	所在地 電話番号	条件など	産後ケアの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
あかね助産院	提携施設： ふれあいの森 勢山荘			○ 1年未満	○ 1年未満
			← (5カ月以降は要相談) →		
助産院 Raccoon	提携施設：旅籠 VISON		○ 1年未満	○ 1年未満	

● 多気町外 の施設・事業所

委託機関名	所在地 電話番号	条件など	産後ケアの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
ナオミレディース クリニック	松阪市深長町 823 番地 TEL 0598-63-0101	自施設で 出産した 産婦のみ	○ 4カ月まで	○ 4カ月まで	
南産婦人科	松阪市下村町 1041 番地 TEL 0598-29-2020	他施設で 出産した 産婦も可	○ 2カ月まで	○ 2カ月まで	
菊川産婦人科	伊勢市一之木 5-15-5 TEL 0596-23-1515	自施設で 出産した 産婦のみ	○ 4カ月まで	○ 4カ月まで	
三重中央医療 センター	津市久居明神町 2158 番地 5 TEL 059-259-1211	自施設で 入院継続の 児または産 婦のみ	○ 期間は 要相談		
三重県助産師会 所属助産師	https://midwife.main.jp/ 		○ 1年未満	○ 1年未満	○ 1年未満
			← (5カ月以降は要相談) →		

<産後ケア利用の流れ>

- 利用を希望する方は、多気町こども課へご相談ください。 ※妊娠中からも相談可。
- ご出産後、「多気町産後ケア事業申請書」をこども課にご提出ください。
申請書はこども課窓口のほか、多気町 HP（下記）からもダウンロードできます。
- 申請に際し、ご家庭の状況等をお聞きするため、保健師がご自宅や医療機関にて面接をさせていただきます。
- 申請後、利用の可否の審査をします。
利用決定後、多気町こども課から申請者へ「多気町産後ケア事業決定通知書」を送付します。
- 決定通知書に従い、施設を利用してケアを受けます。ケア終了後、施設に自己負担分をお支払いください。
なお、やむを得ず利用を中止する場合は、早めに施設（またはこども課）にご連絡ください。

<産後ケア利用時の注意事項>

- 利用施設の規則を遵守してください。
- 次のサービスは産後ケア事業に含まれません。
 - 利用委託機関までの送迎
 - 事業利用の乳児（新生児）の託児（24時間母子同室となる場合があります）
 - 事業利用の乳児（新生児）の父・兄・姉に対するサービス
- 必要物品については、利用する委託機関が決定いたしましたら、直接委託機関にご確認ください。
（一部、実費をご負担いただく場合があります）



【問い合わせ先】

多気町こども課 ☎0598-38-1154 （月～金（祝日除く）午前8時30分～午後5時まで）
多気町ホームページ <https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kodomo/4/524.html>

